

外来後発医薬品使用体制加算に関するお知らせ

当院では、厚生労働省の方針に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に推進しています。患者さまへの適切な薬物療法の提供と、医療費の負担軽減、そして医薬品の安定供給に資する体制を整えており、診療報酬制度における「外来後発医薬品使用体制加算」の施設基準を満たしております。

■ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

先発医薬品の特許が切れた後に販売されるお薬です。

「先発医薬品と同一の有効成分」を同量含んでおり、厚生労働省の厳しい審査を経て、効果・安全性が同等であると認められています。

- 医療費の軽減: 先発医薬品に比べて安価なため、患者さまの窓口負担の軽減につながります。
- 社会貢献: 国全体の医療保険財政の効率化にも寄与します。



■ 当院の取り組みと方針

1. 積極的な採用

効果と安全性が確認された後発医薬品を優先的に採用しています。

2. 供給状況への対応

現在、一部の医薬品において全国的な供給不安定が続いています。当院では、供給状況に応じて、必要があれば処方内容の変更を柔軟に行ってています。

3. 丁寧な説明

処方薬が変更になる場合は、医師または薬剤師が丁寧にご説明いたします。ご不明な点がございましたら遠慮なくお尋ねください。

■ 先発医薬品をご希望される場合

選定療養制度について

患者さまのご希望により、後発医薬品があるお薬について先発医薬品（長期収載品）を処方する場合には、「選定療養」として、通常の自己負担とは別に特別の料金をご負担いただく場合があります。

※医療上の必要性がある場合や、供給状況によりジェネリック医薬品の提供が困難な場合は除きます。

ご不明な点はお気軽に外来窓口にご相談ください。